

令和5年9月8日
防災・危機管理部
防災・危機管理課

令和5年台風第13号に伴う災害に係る災害救助法の適用について

1 災害の概要

令和5年台風第13号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、本県は3市に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【茨城県】 日立市 (ひたちし) 高萩市 (たかはぎし) 北茨城市 (きたいばらきし)	9月8日	令和5年台風第13号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法 施行令第1 条第1項第 4号適用

2 これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等